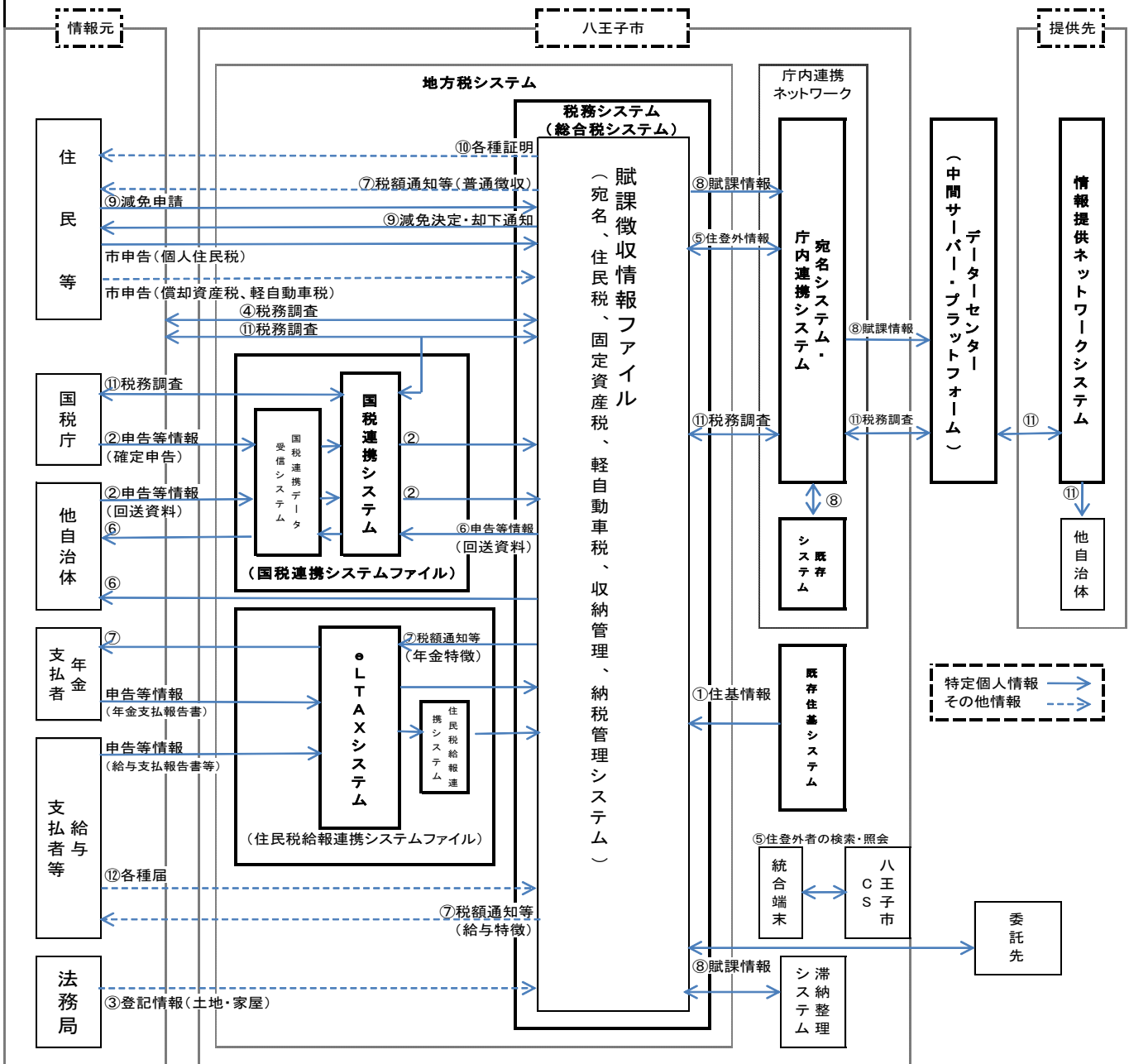


(別添1) 事務の内容

「国税連携システムファイル」を取り扱う事務の内容



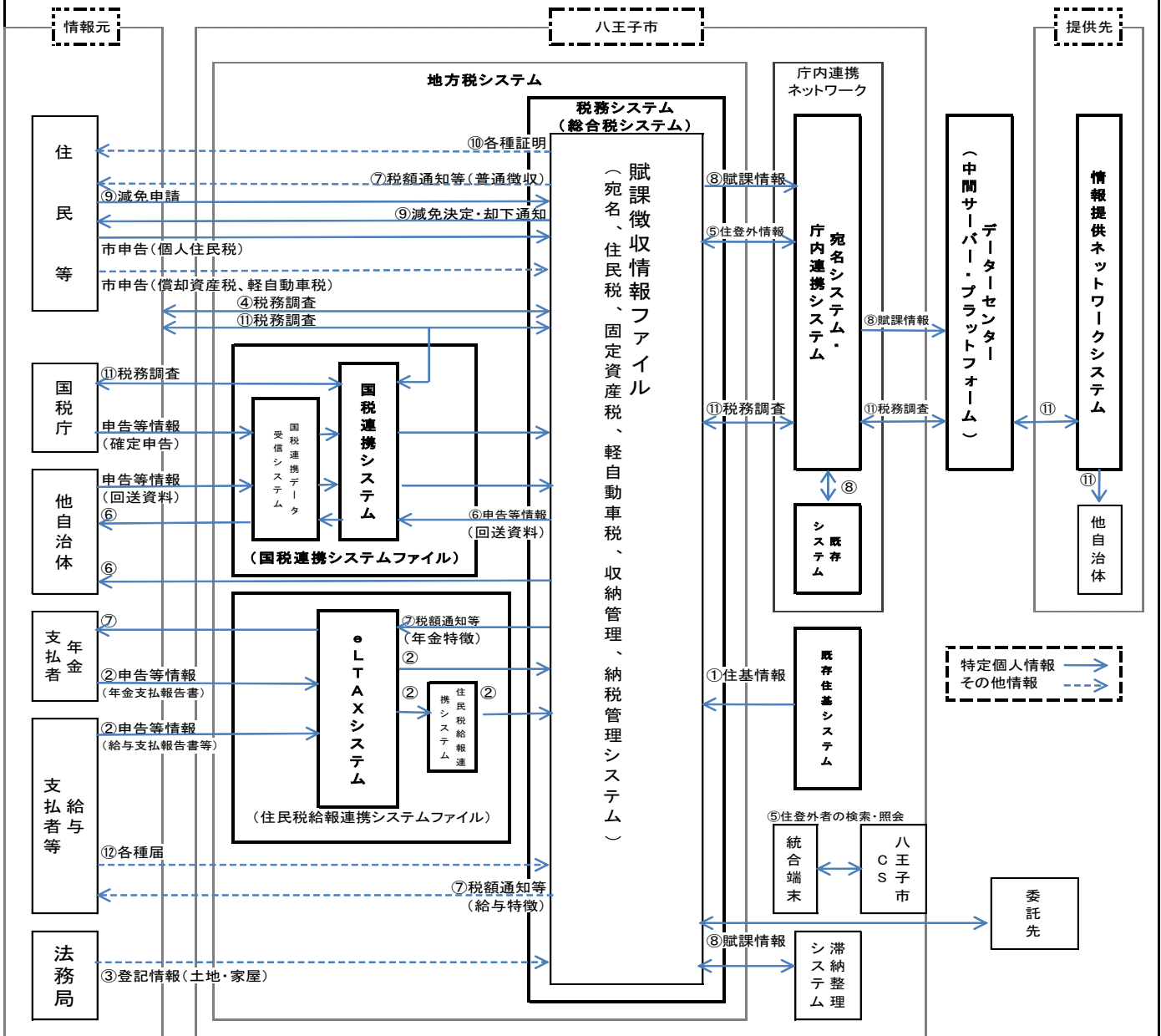
(備考)

国税庁で受理・受信した確定申告書等電子データを、住民税の課税資料として取扱い、税務システムに連携して課税計算の根拠とする。該当する番号について、以下に記す。

- ② 国税庁が受理・受信した確定申告書等の電子データを、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルサイトを通じ、LGWANを介して取得する。なお、この通信は指定のASP業者により提供される。国税連携データ受信システムにてそのデータを受信。USBメモリを介して国税連携システムに取込む。国税連携システムでは、取込んだデータに対し、所得や控除の計算その他の論理エラーチェック等をした後、税務システムに送付するための連携ファイルを作成する。
- ⑥ 課税権のない者の申告書等は、他自治体へ回送する。

(別添1) 事務の内容

「住民税給報連携システムファイル」を取り扱う事務の内容



(備考)

- eLTAXにて提出された給与支払報告書等電子データを、住民税の課税資料として取扱い、税務システムに連携して課税計算の根拠とする。該当する番号について、以下に記す。
- ② eLTAXにて提出された給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等の電子データを、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルサイトを通じ、LGWANを介して取得する。なお、この通信は指定のASP業者により提供される。
eLTAXシステムで受信したそれらのデータの内、年金特別徴収に関するものはUSBメモリを介して税務システムへ取込む。
給与支払報告書と公的年金支払報告書に関するデータは、USBメモリを介して住民税給報連携システムに取込み、データ属性や論理エラーチェックをかけた後、税務システムに取込むための連携ファイルを作成する。
- ⑦ 税務システムで課税計算及び課税決定されたデータの一部は、その決定内容をeLTAXシステムを経て通知される。
(年金特別徴収税額及び給与特別徴収税額等を、特別徴収義務者へ通知する)